

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務 処理要領

平成24年4月1日制定

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成26年12月25日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成30年10月1日一部改正

令和元年6月1日一部改正

令和3年4月6日一部改正

[保健福祉部障がい福祉課]

## (趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定に関する事務取扱については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第66号）、郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第67号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）及び郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年郡山市規則第40号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請）

第2条 指定障害福祉サービス事業者等に係る法第36条第1項、法第38条第1項及び法第51条の19第1項の規定による指定、法第41条第1項及び法第51条の21第1項の規定による指定の更新並びに法第37条第1項及び法第39条第1項の規定による指定の変更（以下「指定等」という。）を申請する者は、次条に定める「指定等申請に係る必要（添付）書類一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載の必要書類について、チェック欄に確認した旨をチェックの上、一覧表の番号順に揃え、その一覧表を添付して、事業開始希望日の前々月末までに市長に提出しなければならない。なお、この際のチェックの印については、押印、レ点での記入等その記入の仕方は問わない。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指定等を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、法第5条の規定による障害福祉サービス事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業若しくは児童福祉法第7条第1項の規定による

障害児入所施設の運営の実績がある者に対する指定等の場合は、第2号の規定は適用しない。

(1) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められるとき。

(2) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が市県民税（市町村民税・都道府県税）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税（法人市町村民税）、事業所税又は入湯税を滞納しているとき。

（申請書の添付書類）

第3条 施行細則第18条の2第1項の指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定（更新）申請書及び施行細則第18条の3の指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更申請書の付表並びに付表に添付する書類は、別紙の一覧表のとおりとし、様式については、一覧表に付随して示す様式のとおりとする。なお、様式に示す項目を全て満たしていれば、別様式でも可とする。

（指定事項変更届出書の添付書類）

第4条 施行細則第18条の5第1項の指定事項変更届出書に添付する書類は、別紙「指定事項変更届出書添付書類一覧表」のとおりとし、様式は前条の規定による様式のとおりとする。

（加算等に係る届出）

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に係る加算等の届出の書類は、別紙「加算等に係る届出一覧表」のとおりとし、様式については、当該一覧表に付随して示す様式のとおりとする。

（指定日）

第6条 指定日は原則毎月1日とする。

（標準処理期間）

第7条 指定等の審査に係る標準処理期間は、申請を受理した日から30日（書類の不備等による補正及び特別の事情がある場合を除く。）とする。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の規定に基づき提出された書類は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。

- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の規定に基づき提出された申請書は、改正後の

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。

- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の規定に基づき提出された申請書は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者指定等に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。